#### 「食品安全委員会の改善に向けて(案)」についての御意見の募集結果について

- 1. 実施期間 平成21年2月12日~平成21年3月13日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 20通
- 4. 御意見及びそれに対する考え方

該当箇所	御意見	御意見に対する考え方		
Ⅱ 検討	Ⅱ 検討に当たっての基本的考え方			
(1)	食品安全委員会の名称について (意見) 「リスク評価機関である食品安全委員会として・・・」とあるが、消費者はその名称からして、リスク評価のみ行う機関という認識はしていない。これまでリスクコミュニケーションの場へ度々参加したが、そこではリスク評価に対する意見以外も多く見られた。この名称から国民の食品安全全般にわたって関与する機関であることを期待してしまうことは否めない。今後、消費者庁が設置され食品安全に関する司令塔としての役割を持つ機関が創設された場合、評価機関であることをはっきり区別できる名称とすべきである。	食品安全委員会という名称は、食品安全基本法に定められており、今般の「食品安全委員会の改善に向けて(案)」(以下「改善案」という。)においては名称の是非は検討の対象としていません。なお、食品安全委員会としては、委員会の役割や機能を国民の皆様に十分理解していただくことが大切であると考えています。このため、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。		
Ⅲ 改善に向けた方策 【1. 食品健康影響評価に係る改善方策】				
(1)	事前調整の徹底について (意見) 評価の迅速化4ページ「リスク管理機関との事前調整を徹底する」とあるが、これは調整ではなく管理と評価のリスクコミュニケーションだ。 委員会の場で公開されるべきものだ。「リスク管理機関の評価の目的と収集された資料をもとに、委員会として出しえる結論、期限を公開の場において検討する」とするべきだ。密室談合はふさわしくない。	ここで述べている「リスク管理機関との事前調整」とは、事務的調整であり、専門調査会での審議を効率的に行うため、適切な資料が整備されているかを、事務レベルで事前に確認するものです。 ご指摘のような検討については、事前に行うべきものではないと考えています。 なお、専門調査会での審議については、提出された資料や収集した知見に基づき、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合を除き、原則公開で行っています。		
(2)	事業者から寄せられる案件に係る評価について (意見)	食品添加物の新規承認等に当たっては、厚 生労働省においてその必要性が検討された上		

健康食品や食品添加物の新規承認など事業者から寄せられる案件に委員会が振り回されている現状があり、事業者の新規案件を市場化のためのルーティンワークとしてこなしていく仕組みを見直す必要がある。健康食品、農薬、食品添加物、バイオテクノロジー食品などは、評価作業の前に、必要性があるのかどうかの基本的視点をふまえ、必要性のある場合にのみ評価することとすべきだ。

で、食品安全委員会に評価要請が行われます。 食品安全委員会においては、厚生労働省から の評価要請に基づき、客観的かつ中立公正に リスク評価を行っています。今後とも、国民の健 康の保護が最も重要という基本的認識に基づ き、着実かつ的確にリスク評価を進めていきた いと考えています。

## (3) 評価の必要性について (意見)

これまで1081件の要請を受け、691件の評価を終えたとあるが、要請を受けたもの全て評価する必要があるのか疑問に思う。いわゆる健康食品や、食品添加物など国民の食生活に必要、不可欠なものか議論されたのか、評価が不要な案件等の整理は是非必要である。

#### (4) 評価に用いるデータの信頼性について (意見)

企業の申請データとその関連資料を主要な評価資料としているままでは、いくらGLPに適合したデータを用いるとしたところで、評価の信頼性が保障されるものではない。肝心なのは、委員会が事業者の申請に対して、予断を持たずかつ厳しくデータのチェックすることだ。申請事業者は市場化をめざす自己の新製品に対して都合のよいデータをあるてくるのであるから、そうしたデータを鵜呑みにせず、批判的データを調査し、また、できることなら委員会による対照実験を行う必要がある。データの公開は実際に食べることとなる立場からは極めて重要である。事業者の利益確保を重視するのではなく、専門調査会の公開、申請データの公開の原則を貫くべきである。

#### (5) 評価に用いるデータの信頼性について (意見)

要請者が提出する資料についてその信頼性を確保するためGLPに適合したデータを求めるとあるが、資料の点数等も加えて評価の運用規定を定め公開する必要がある。

事項によっては委員会自ら試験を行**う**必要もある。

## (6) 評価のためのデータについて (意見)

評価のためのデータは評価要請者が作成する ことを前提にしているが、国が独自に追試できる 体制を作るべきだ。それが食品安全委員会の価 評価のためのデータについては、受益者負担 で作成することが国際的にも一般的な考え方で あるため、変更の必要はないと考えています。

なお、データ要求の基準を明確にし、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、評価ガイドラインを作成し公表しています。これまでに新開発食品や遺伝子組換え食品等についてガイドラインを策定しており、現在、食品添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインの策定に向け調査審議を行っています。

今後とも、要請者からの提出資料については、可能な限りGLPに適合した試験のデータを用いるなど、提出されるデータの信頼性をより一層高めていくとともに、関連文献や海外の評価結果も参照し、客観的かつ中立公正に審議を進めていきます。

また、専門調査会の開催に当たっては、審議の透明性を確保するため、原則公開とし、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合に限り非公開としています。

今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努めていきます。

値と重みをもつことになる。評価要請者がGLPに 適合した試験データを用いることは当然であり、義 務づけられるべきだ。消費者重視といいながら、 改善案においても業者寄りが相変わらずと感じ る。 (7) 評価に必要な情報の収集について 食品安全委員会では、新たな科学的知見や (意見) 危害情報を独自に収集し、分析しています。 評価方法等の見直し4ページ「食品安全委員会 また、食品の安全性に関する個別課題につ としても独自に必要な情報の収集に努める」を追 いて、調査事業を活用し、情報を収集して評価 加するべきだ。公開されている情報であれば集め に活用しています。 られるはずで、それをしないのであれば都合のよ 今後とも的確な情報収集に努めていきたいと い情報だけ使ったとされてもしかたないのではな 考えています。 いか。また、なんでも要求し、回答があるまで放置 という姿勢はいかがなものだろう。 (8) 調査審議の公開について 専門調査会の調査審議については、企業の 知的財産等が開示され特定の者に不当な利益 (意見) 非公開とする知財の関係は、透明性が最優先 又は不利益をもたらすおそれがある場合を除 であり、知財保護のぎりぎりのところでどういう理 き、公開で審議を行っています。また、非公開で 開催される会合については、発言者名を伏せた 由で非公開としたかが納得されるものでなければ ならない。農薬、遺伝子組換えなどは非公開を当 上で議事録を作成し、開催日から3年間公開す 然としているが、農水省との関係の深い業界への るとともに、3年後には発言者名を明示した上で 配慮ではないかと思われている。 ホームページに掲載しています。 今後とも、知的財産に抵触しない範囲で、資 料の十分な公開に努めていきたいと考えていま す。 (9) 予防原則の採用について 我が国においても、食品安全委員会が、科学 (意見) 的知見に基づき客観的かつ中立公正にリスク リスクアナリシスが取り入れられた欧州では予 評価を行い、それに基づいてリスク管理機関が 防原則が採用されている。日本でも予防原則を導 適切な管理措置を実施するというリスクアナリシ 入することを要望する。 ス(リスク分析)の枠組みを取り入れています。 予防原則/予防的措置は、リスク分析の要素 の1つとして国際機関等で提唱されており、食品 安全委員会もその理念に則って、科学的な不確 実性や変動性を十分考慮してリスク評価を実施 しています。 (10)再評価制度について 再評価制度については、現在は、動物用医 薬品については薬事法に基づく再評価の仕組 再評価制度は機能していない。新たな科学的知 みがあり、遺伝子組換え食品等及び特定保健 見が生じたときに再評価するとは建前だけだ。国 用食品については、新たな科学的知見が生じた とき等に再評価を行うことが告示で明記されて 民や消費者団体などから再評価要望を受付ける ようにして、それを反映できるシステムを作るべき います。 その他の案件については、新たな科学的知 だ。 見が生じた場合は、リスク管理機関において管 理措置の必要性を検討の上、必要であると判断 されれば、食品安全委員会に評価要請がなさ れます。

		また、自ら評価として、国民の健康への影響が大きいと考えられるものや、国民の評価ニーズが高いと判断されるものを選定することとしています。  改善案のとおり、今後の中長期的取組として、一定期間後に再評価を行うこと等について、諸外国の取組を参考にしつつ、リスク管理機関と連携して検討していきたいと考えています。
(11)	一定期間後の再評価について (意見) 食品添加物公定書について、「一定期間後の再評価」ということになれば、「一定期間とは何年か」などの議論が出てくることは必至だ。そのような議論よりも、「食品衛生法第21条の規定に基づき作成することとされている食品添加物公定書については、食品添加物に関する製造・品質管理技術の進歩及び試験法の発達等に対応するため、従来から、おおむね5年ごとに、食品添加物に関する製造・品質管理技術や試験法の発達等の状況に対応すべく、見直しを行い、公定書の改訂を実施しております。」と厚生労働省のホームページに掲載されているように、先ずは厚生労働省に「概ね5年」を厳守していただくことだ。現行の第8版告示(2007年8月)は、第7版告示(1999年4月)後8年4ヶ月してから、第7版告示は、第6版告示(1992年8月)後6年8ヶ月経過してからの告示だったので、「概ね5年」とは言えない現状だ。	ご意見については、厚生労働省の所掌に関することであることから、厚生労働省にお伝えします。
(12)	海外の基準との整合性について (意見) 過去の評価結果の見直し5ページ「海外の基準 と整合しないなどの問題が生じている」はリスク評 価機関の問題ではない。「adi、arfd、moe等、海外 のリスク評価結果と整合しないなどの問題が生じ ている」に修文するべきだ。	ご指摘を踏まえ、「海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている」と修文いたします。(別紙参照)
(13)	国際機関等による規格の改定やADIの見直しについて(意見) 国際機関等が規格を改定したとき、ADIを見直し変更したときは、リスク管理機関は、食品安全委員会にその事実とわが国の対応を報告するようなルールがあってもよいのではないか。また、現時点で、諸外国(特に、欧米)に比べ、甘い規格になっている食品添加物については、欧米で流通できない劣悪な品質の食品添加物が我国の食品市場に流入しないように、規格を早急に改定すべきだ。	ご意見については、リスク管理機関にお伝えいたします。 なお、国際機関での規格の改正等については、食品安全委員会においても情報の収集を行っています。
(14)	専門調査会の開催頻度等について	現在の食品安全委員会の体制で、評価要請

#### 案件の増大に伴う専門調査会開催数の増加 健康影響評価の要請の数からすれば、専門調 や、評価業務の複雑化・高度化に対応するには 査会をもう少し頻繁に開催するとともに、「全員出 限界があることから、中長期的取組の方向性と 席」を原則にすべきだ。 して、評価体制の強化・整備が必要と考えてい ます。 (15)専門調査会の委員について 企業関係者の審議への参加については、中 (意見) 立公正な調査審議の確保のため、行っていませ 専門調査会を傍聴していると、手を上げて説明 ん。なお、事務局により、必要に応じて、企業か したくなる場面に遭遇したことがある。専門調査会 らヒアリングを実施しており、適切な資料の確保 の委員には、企業で研究開発、生産管理あるいは に努めています。 品質保証に従事した退職者を、テーマに即して臨 時委員などとして加えれば、「靴の上から足をかく」 ことは減少し、議論の効率が上がる。 (16)審議状況の明確化について 各案件の審議状況については、現在、ご意見 (意見) 情報の募集中の案件や、評価結果を通知した 案件について整理し、リスク管理機関から評価 現在のところ、評価案件の審議の状況が、委員 要請がなされた際に、委員会会合に資料として 会や専門調査会の開催ごとに資料として公開され ている。評価が終了していない案件について、「意 提出しています。 見募集中」「専門委員会等で審議中」「評価未着 タイムクロック制については、リスク管理機関 手」など、審議プロセスのどこの状況なのかが一 と協議しているところですが、制度の導入の際 覧表で示されていると、消費者は関心のある案件 は、審議状況を明確にするための仕組みを整 についての審議状況を知ることができる。 備したいと考えています。 資料が不足しているなどしてリスク評価を実施 できないものについて、「タイムクロック制(標準的 な事務処理期間)の導入等について検討する」と あるが、そのこととあわせて、審議途中のものにつ いても、審議の状況が消費者にも分かるような情 報提供のありかたを検討してほしい。 (17)タイムクロック制の導入について ご意見については参考として承ります。 (意見) 審議状況や見通しの明確化5ページ「リスク管 理機関と調整しつつ、タイムクロック制の導入」リ スクコミュニケーションの問題なので、調整などと いう言葉を使わず、「リスク管理機関と委員会が出 しえる結論、期限を公開の場において検討する」と するべきだ。 (18)要請の取り下げについて 特定保健用食品の承認に係るリスク評価に (意見) ついては、ご指摘のとおり、審議途中で取下げ 早い時期の「取り下げ」なら未だしも、2回度、3 となった事例が多いことから、厚生労働省にお 回度と専門調査会が実施されてからの「取り下げ」 ける審議を先行させるとともに、事前の資料確 は、税金の無駄遣いだ。食品健康影響評価に多 認を徹底するなど、運用改善に努めているとこ 大なコストがかかっていることをPRし、リスク管理 ろです。取下げ案件については、食品安全委員 機関は指定要請者や認可要請者から手数料を徴 会に報告され、公開されています。いただいた

たします。

ご意見については、リスク管理機関にお伝えい

収するように制度を改め、安易な指定要請や認可

要請を削減することも検討されてはいかがか。利

益を上げる者が、応分の負担をすることは、当然

のことだ。また、途中で取り下げた者も公表すべき だ。 (19)委員会の中立性の確保について 食品安全委員会は科学に立脚しリスク評価 (意見) を行う機関であり、個別の評価課題については 委員会のリスク評価は中立公正に行われること 学識経験者等で構成される専門調査会で調査 になっているが、それは困難なことで、この間の評 審議を行っています。 価結果の中には、消費者の目から見れば中立で なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケー はなく、たとえば米国産牛肉輸入再開時の評価の ション専門調査会の専門委員には、消費者代表 ように、「はじめに結論ありき」の評価であったよう や公募委員も含まれています。 に見えるものもあった。評価の透明性を改善する ため、欧州のように消費者代表を入れた評議会を 設ける等して中立性を確保できるようにしてほし い。 (20)慎重かつ十分な評価について 食品安全委員会は、中立公正な立場から、 (意見) 科学に基づきリスク評価を行う機関です。国際 迅速化をうたわれているが、輸出国基準をその 的な評価手法との整合性も勘案しつつ、独自に ままもって済ませることのないようにすべきだ。国 リスク評価を行っています。今後もリスク評価の 実施に当たっては慎重かつ十分な審議を行って 独自の慎重かつ十分な安全評価をしてこそ、国際 いきたいと考えています。 貢献となるし、国民の健康を守るという信頼に繋 がる。 (21) サスティナビリティーを意識した考え方について 現在の食品安全委員会の体制で、評価要請 (意見) 案件の増加や評価業務の複雑・高度化に対応 「諸外国のリスク評価機関に比べ、食品安全委 するには限界があることから、中長期的取組の 員会の評価体制はきわめて脆弱であると・・・」に 方向性として、評価体制の強化・整備が必要と ついて、評価体制の強化はある程度認めつつも、 考えています。 限りある資源(人・モノ・金)を有効に活用していく ご意見については、参考として承ります。 ために、10年、30年先にも通用する、サスティナ ビリティーを意識した考え方が必要である。たとえ ば、米国食品医薬局のGRAS(generally recognize d as safe)という考え方を日本でも適用できるよう な仕組みに持っていくことを国の方針として、リス ク管理機関と共に考えていくような、ドラスティック な転換が必要な時ではないのか。 (22)自ら評価の取組について ご意見のとおり、リスク評価機関である食品 (意見) 安全委員会が、その主体的取組として自ら評価 近年、厚労省や農水省への国民の信頼が失墜 を行う意義は極めて大きいと考えています。委 員会では、これまで4件の自ら評価に取り組ん する中にあって、食品安全委員会は開かれた組織 として最も国民の信頼を受けている機関であると できており、平成20年度においては、「オクラト 感じている。しかし、これまでの活動の主体が厚労 キシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノー 大臣や農水大臣からの諮問を受けてリスク評価を ル」、「食品中のヒ素」を新たに自ら評価案件に 実施するという受身的なものであるために、下請 選定したところです。 機関のような印象を受けてしまう。従って、リスク この自ら評価については、改善案において、 評価機能だけであれば消費者庁に入れても良い (1)国民の意見をより反映するための改善、 という意見が出てきて当然だが、食品安全基本法 ②緊急の案件に柔軟に対応するための改善、 の精神から言えば、内閣府にあって関連省庁に勧 ③審議の状況や見直しの明確化のための改善 告する立場でなければならない。なぜ、下請的に に取り組むとともに、中長期的取組として、自ら

見られるかというと、基本法にもある「自ら評価」の 活動が良く見えないからではないか。厚労省や農 水省の縦割り行政から離れて、食品安全委員会 が「自ら評価」を行ってそれを関連省庁に勧告した とき、国民は自分達の食の安全を委員会が積極 的に守っていてくれていることを実感し、委員会へ の信頼が更に高まると思う。そのために必要な研 究所の併設や事務方の充実などには大いに賛成 である。今後の改善の中で「自ら評価」を重要な柱 として活動され、国民の信頼が一層高まることを 期待している。 評価に主体的かつ積極的に取り組むことができる事務局体制を整備していく必要がある、としています。

食品安全委員会としては、これらを着実に実施し、いただいたご意見に応えられるよう努力していきたいと考えています。

## (23) 「自ら評価」のあり方について (意見)

「自ら評価」に関する改善方策として委員会は募 集方法の改善などを述べるが、これまで1081件 の評価要請(08年12月31日)に対しわずか4件 しか「自ら評価」をしてこなかった。また直近の食品 問題では中国産冷凍ギョーザ事件やメラミン添加 乳製品問題などに対し、自ら直ちに調査し、問題 点の指摘や具体的な対策の提案を行っておらず、 国民の期待に応えなかった。かえって汚染米やメ ラミン問題のように社会問題化すると、相当量を摂 取しなければ健康被害のおそれはないなどと、問 題をうち消す姿勢に終始してきた。また、BSE問 題で国内対策の見直しを急遽提案し、日米首脳会 談の日程に合わせるかのように、米国産輸入条件 の環境作りの一環として、国内での検査体制緩和 を打ち出すなど、政治的露払いの役割を果たして きた。

食品安全委員会では、消費者代表や公募委員を始め幅広い関係者から構成されている企画専門調査会において、自ら評価を行うべき対象を定期的に点検・検討し、案件を選定しています。これまで4件の自ら評価に取り組んでいますが、いずれも「広範な影響があり、難しい(時間がかかる)案件」です。

さらに、平成20年度においては、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール及びニバレノール」、「食品中のヒ素」の3案件を新たに自ら評価案件に選定しました。

食品安全委員会としては、今後とも、改善案のとおり、国民の健康に係る重要な案件について自ら評価に主体的に取り組むとともに、併せて自ら評価により積極的に取り組むことができる事務局体制の整備に努めていきたいと考えています。

また、食品安全委員会では、中国産冷凍ギョウザ事件を受けて農薬メタミドホスの食品健康 影響評価を優先して迅速に行い、中国における 乳幼児用粉ミルクのメラミン汚染の問題におい ては、メラミンの毒性等に関する科学的知見や 他国の評価の状況を迅速に取りまとめ、情報提 供を行いました。改善案においても、自ら評価に 関し、緊急の案件に柔軟に対応するための改 善を行うこととしています。

なお、自ら評価の一つである「日本における 牛海綿状脳症(BSE)対策について-中間とりま とめ-」(平成16年9月)については、BSE問題は 食品安全委員会の発足の契機となった重要課 題であり、平成15年8月の第1回プリオン専門 調査会において「日本のBSE問題全体について 議論することが重要である」との合意がなされた ことから、我が国のそれまでの知見等を踏ま え、中立的・客観的な立場から、日本におけるB SE対策についてその時点で科学的に整理分析 を行い、全体的な検証を進め、取りまとめに至っ たものです。

(24) 自ら評価の要望への対応について

改善案においては、自ら評価について、新た

#### (意見)

自ら評価の改善策が述べられているが、応募方法としてその諾否の理由を回答する「申し出」制度を導入すべきである。1081件の要望に対して4件しか評価しかなかったとあるが、応募者へはその理由を知らせる必要がある。

に食品安全モニター等からの候補案件の募集 を行うなど自ら評価候補案件の選定に当たって の間口を広げることとしています。

また、応募された案件等については、企画専門調査会及び必要に応じて設置されるワーキンググループで公開審議を行い、決定された自ら評価案件についてはホームページ等で公表することとしています。

食品安全委員会としては、いただいたご意見も参考にして、よりよい制度作りを目指していき たいと考えています。

なお、1,081件はリスク管理機関からの食品 健康影響評価の要請件数で、自ら評価の要請 件数ではありません。

#### (25) 消費者からの意見の反映について (意見)

「国民の意見をより反映する」ための方策として 食品安全モニターからの意見募集などが書かれ ているが、消費者等関係者の意見をより反映させ るため、自ら評価の案件をもっと広く消費者から募 集するよう要望する。 自ら評価候補案件の募集については、改善案において、「食品安全モニター等からの募集を行うなど、選定に当たっての間口を広げる」としています。

ご意見のとおり、消費者等関係者の意見をより反映できるよう、順次募集対象を拡大していく ことを検討していきたいと考えています。

#### (26) 緊急の案件について (意見)

緊急の案件に柔軟に対応するための改善6ページ「緊急の案件」の具体例を挙げるべきだ。その中には「食中毒」「食品テロ」「事故」といった実害に加え、誤った情報の流布による「風評被害」「報道テロ」の対応を加える必要があると考える。

食品安全委員会は、食中毒等、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じ、又は生ずるおそれのある場合による緊急事態等の発生に際しては、収集・分析した情報に基づき、自らの判断又はリスク管理機関からの要請により、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に食品健康影響評価を行い、当該評価結果等について適切に公表することとしています。

昨年9月には、中国政府から、メラミンが不正に混入された乳幼児用調製粉乳が原因と思われる乳幼児の腎結石等の被害が報告されましたが、これに際しては、食品安全委員会としても、緊急の事案として、ヒトへの健康影響を検討する参考として、国際機関等における毒性評価等を基に、その時点で知られているメラミン及びシアヌル酸に関する科学的知見を整理して公表しました。

今後も、予期せぬ危害の発生が起こりえますが、科学的知見を迅速に分かりやすく提供できるよう柔軟に対応していきたいと考えています。

また、このような科学的知見の提供が風評被害等を防ぐことにもつながると考えています。

#### 【2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策】

(1) 監視力の強化について (意見)

我が国の食品安全行政では、リスク分析の考え方に基づき、リスク管理機関は、リスク評価

評価の結果を踏まえて管理機関が施策を行う場合、往々にして安全評価すなわちゴーサインとなっているのがこれまでの実態である。評価にあたって問題・疑義となったこと、予防原則などを踏まえて、管理機関の施策に対して監視力を強める必要がある。安全評価すなわちゴーでないことを管理機関が認識するよう意見の表明が必要である。

の結果を踏まえ、関係者と協議しながら、技術的な実行可能性、費用対効果、国民感情などさまざまな事情を考慮した上で、リスクを低減するための適切な政策・措置を決定し、実施しています。

また、リスク分析の枠組みの中で、食品安全委員会は、リスク評価の結果が食品の安全性の確保のためのリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)しているところです。

これらを着実に実施し、食品の安全性確保に向けて、今後とも努力していきたいと考えています。

### (2) 定期的なフォローについて (意見)

監視機能の改善9ページ留意事項については明記するだけでなく、フォローして初めて意味があるので、「定期的に報告を求めフォローを行う」と追記するべきだ。

食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)し、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされています。このため、食品安全委員会では、施策の実施状況について、これまでモニタリングを9回実施しており、その結果については、食品安全委員会へ報告を行っています。留意事項についても、このモニタリングを通して、フォローを行っていくこととなります。

これらを着実に実施し、食品の安全性確保に向けて、今後とも努力していきたいと考えています。

## (3) 食の安全の司令塔としての役割について (意見)

食品安全基本法(2003年5月)第22条、23条では、食品の安全性の確保のために委員会は講ずべき施策の基本的事項を策定し、施策に関して管理機関の監視を行った上で各大臣に勧告したり、調査結果に基づいて、意見を述べるなどの重要な司令塔としての役割が期待されている。しかし、委員会はそうした役割を自覚しているとはいえない。これは消費者が委員会の正委員となっていないこと、リスクコミュニケーションが政策決定に国民の声を反映する機能を果たしていなかったこと、食品安全モニターの活動も不十分だったことによる。委員会は食の安全の司令塔としての機関に生まれ変わらなければならない。

食品安全委員会は、食品安全基本法に基づき、リスク評価の結果がリスク管理機関の施策に反映されているかどうかを監視(モニタリング)し、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告することとされています。このため、食品安全委員会では、施策の実施状況について、これまでモニタリングを9回実施し、その結果、勧告の必要性は認められませんでした。

また、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑み、食品安全委員会委員には消費者代表は参画していませんが、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には消費者代表や公募委員が含まれています。

さらに、リスクコミュニケーションについて双方 向性を高めた意見の交換ができるよう取組を進 めるとともに、食品安全モニターの活動を通じ て、広く国民から意見や情報を提供いただき、 委員会の活動に反映させるよう努めてきまし た。食品安全委員会としては、今後、改善案の とおり、リスクコミュニケーションや食品安全モニ ター活動について様々な改善を行い、食品の安

全性確保に向けて努力していきたいと考えています。

(4) 食品安全モニターと食の安全ダイヤルの活用について

#### (意見)

モニターも消費者、生活者であり、この視点からの意見をもっと汲み上げて欲しい。生の現場情報を持っているにもかかわらず、そのほとんどを吸い上げていないのは残念でならない。この点の改善は今後を大きく左右することになる。程遠いモニターと安全ダイヤルの活用改善に一つの活路がある。

食品安全委員会では、食品安全モニターの活動や食の安全ダイヤルを通じて、広く国民から提供いただいた意見や情報については、できる限り委員会活動に反映するよう努力しています。

改善案においては、この取組をより一層進め るため、

- ① 食品安全モニターについて、その活動を施 策形成に効果的に反映させる観点から、自ら 評価の候補案件等を募集するなど、事項を指 定して食品安全モニターの意見を聴く機会を 増やしたり、食品安全モニターからの報告を 参考にして施策形成を行ったものについて、 今後の食品安全モニター活動の参考にして いただくため、フィードバックを行っていく、
- ② 食の安全ダイヤルについて引き続き国民からいただいた主なご意見をQ&Aとして整理しホームページに掲載するとともに、内容を分析してリスクコミュニケーション活動に活用するなど様々な委員会活動に活かしていく、などの改善を行うこととしています。

#### (5) 公募委員OBの活用について (意見)

「1、監視機能などの改善2、食品安全モニターの活動の改善3、食の安全ダイヤルの周知」についてここでは1から3までしか挙げられていないが、ぜひとも公募委員OBの活用について、項目を立てて取り上げていただきたい。公募委員OBは、食品安全委員会の中でのさまざまな活動を兼ね備えている。社会の中で、積極的に食品安全に関わる豊富な体験と知識を兼ね備えている。社会の中で、積極的に食品安全に関わる豊富な体験と知識を全にいる方なOBを活用しないのはもったいない。食品安全委員会の活用しないのはもったいない。食品安全委員会の活動の中で、消費者・生活者としての目線からの情報交換や、世間の意向ヒアリングなどにもっと活用すべきである。そのために、公募委員OB組織を食品安全委員会の中に作ることを提案する。

企画専門調査会及びリスクコミュニケーション 専門調査会においては、公募により選ばれた方 各2名ずつを専門委員として任命してきていま す。ご意見のように、公募委員をされていた方 が、専門委員を退任された後も、その経験を生 かし、積極的に食品安全に関わっていただくこと は有意義なことだと考えています。

また、食品安全委員会においては、ご意見をいただいた公募の専門委員を始め、その他色々な方々が委員会運営に関わり、その活動を支えてこられました。いただいたご意見も踏まえ、公募委員OBを含め食品安全委員会に関わっていただいた皆様との連携のあり方について検討していきたいと考えています。

#### 【3. 情報提供に係る改善方策】

(1) 一般の方へのアピールについて (意見)

すべての食品安全を見極めるための委員会の価値はあるが、一般の方への具体的なアピールが課題だと思う。食の安全ダイヤルももっと具体的にその場で答えるような仕組みにできないか。(関

食の安全ダイヤルについては、リスク評価に 関する問合せ等に対し丁寧な情報提供に努め ているところですが、問合せの内容によって対 応ができない場合などは、より適切な相談先を 紹介することとしています。

なお、他の相談機関等を紹介する場合でも、

係各省などへのご案内でなく)季刊誌、キッズボックスもモニターから児童館のようなところへ配布したり、保健所、学校にもできないか。専門調査会は続けてほしいが、それをわかりやすく広めるグループをつくったらどうか。(内容によるが)モニターの具体的な仕事(役割)も明記した方がよい。

食の安全ダイヤルにおいて承知している情報を 具体的に分かりやすくお知らせしたり、問い合 せ等の内容に応じたリスク管理機関や研究機 関等に当方から問い合せを行って、その結果を 相談者の方に伝えた上で適切な相談窓口を紹 介するなど、丁寧な対応に努めているところで す。

また、食品安全委員会で発行している季刊誌「食品安全」については、現在、都道府県及び保健所設置市、図書館、消費生活センターのほか、教育委員会を通じて学校等へ配布しています。このほかにも「地域での活動で使用したい」等のご要望に応じて、資料としてお送りする場合もあります。今後とも、普及に努めていきたいと考えています。

各専門調査会については、原則公開で開催しています。審議予定や結果はホームページへ掲載するとともに、毎週金曜日に発行しているメールマガジンでお知らせしています。

食品安全委員会としては、委員会活動等について広く国民の皆様にご理解いただけるように、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。

(2) 食品安全委員会の存在の周知ついて (意見)

食品安全委員会の存在が十分認知されていない。

(3) 食品安全委員会のアピールについて (意見)

食品安全委員会の役割、その仕事の内容など、 組織そのもののアピールを機会あるごとに意識的 に行っていくことを明記してほしい。

(理由)

- ・農薬、遺伝子組換え農作物、BSEなどについて リスク評価を食品安全委員会で行っていることを 知らないという人が多い。
- ・リスク評価そのものについて、一般の人々が理解することはなかなか難しいものがあるが、信頼できる専門家による評価システムなどが説明されると、納得する人が大変多い。
- ・多くの人は、安全の内容もさることながら、それを 司る組織に対する信頼に多くの比重を割いてい る。

食品安全委員会においては、委員会の使命や活動内容について、パンフレット、リーフレット、季刊誌、ホームページ、DVDなどにより広報するとともに、リスクコミュニケーション活動にも積極的に取り組んできました。また、食品摂取による健康被害に関する重大な事柄については委員長談話等を公表するとともに、食品安全に関係する事件等が発生した場合には、最新の科学的知見をホームページで公表してきています。

食品安全委員会としては、委員会活動等について広く国民の皆様にご理解いただけるように、改善案に基づき、食品安全委員会をより知っていただくための取組を更に進めていきたいと考えています。

(4) 科学的中立性を守った情報提供について (意見)

委員会が分かりやすい情報提供と述べるとき、 農薬や食品添加物、遺伝子組換え食品の利用拡 食品安全委員会は、科学的知見に基づき中立公正にリスク評価を実施する機関であるとともに、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行い、リス

大につながる情報提供が多く、これらに対する慎 重論が科学者の中にあるにもかかわらず、そうし た情報は取り上げられていない。情報提供にあた っては科学的中立性を守り、分かりやすい表現で あっても賛否両論を取り上げるべきだ。

(5) 情報提供の選択の基準について (意見)

食品の安全性の科学については様々なデータ、 意見があると考えられるが、情報提供に関してど のような選択の基準があるのか不明である。誰が どう判断するかが重要な課題である。遺伝子組換 え食品などを問題とする学説もあるが、それらの 意見は委員会側からの広報では目に留まらない。 クコミュニケーションを推進しています。また、情報提供に当たっては、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方を分かりやすく表現することが大切であると考えています。

このリスクコミュニケーションの実施に当たっては、関係者それぞれの立場からのご意見があることから、改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような参加型の意見交換会の実施など、

双方向の意見の交換を実施していきたいと考えています。

(6) 消費者感覚の情報提供について (意見)

食品安全委員会に不信感を多くの消費者が感じてしまうのは、検討事項が「私の食」に直結していながらも、内容の科学的検証を理解できずごまかされているように感じるからではないか。法令が整理されても、途切れることのない食品事件は省庁への怒りにもつながり、消費者という弱者は何もできないというすてばちな気持ちになる。

いかに情報を分かりやすくするかは、第一の鍵だ。NHKの週間こどもニュースのように、常時初めて聞く人がわかる姿勢を持つ必要がある。奥様向け情報番組も解説方法については、多くの人に易しく・優しくなっている。このような姿勢を委員会が持っていることが、親近感につながる。マスメディア関係者も、よく理解できずに発信しているケースがないとは言えないのも現状ではないか。

野草のコンフリーが、食べないようにと警告されて数年経つが国民的認識になっているのか。未だに食されていると思うし、旅番組で紹介されても誰も疑問に感じることすらないのが現状のように思われる。科学的評価を国民的認識にする機構がまだ不整備のように感じられる。

今回の鳥インフルエンザ発生においても、食品 安全委員会の見解はマスコミで取り上げられない。マスコミ自身も委員会のコメントに魅力がない のかもしれない。これでは、いつも新し物好きの不 安物ばかりを肯定する委員会のイメージは拭い去 れない。だから、流通経済の都合のいいように見 解を出しているようにみえてしまう。身近な食品問 題に、消費者にむけて委員会が見解を出している 姿が見えにくいのは致命的だ。

食育推進で学校教育への普及は、食育月間などをきっかけに、全国の学校に食品安全を知らせる展示からの話題提供でもよいので、全学校同時スタートが必要だ。一部の学校が指定校になって

今般の改善案において、情報提供のあり方 やリスクコミュニケーションの取組についてお示 ししているところです。

また、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談会や勉強会を充実させるとともに、プレスリリースを見やすく、分かりやすいものとするため、文字、レイアウト、文章の体裁や文章表現についても工夫していきたいと考えています。

食育については、平成17年7月に制定された食育基本法において、食品の安全性の確保等における食育の役割が定められており、また、健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要と考えられることから、食品安全委員会もリスクコミュニケーションを積極的に実施することにより、食育を推進しています。

なお、平成20年11月に、消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施などに新たに取り組んだところです。

いただいたご意見を踏まえつつ、信頼していただける食品安全委員会を目指して、これらの取組を実施していきたいと考えています。

も「あの学校ではできる」では、消費者と委員会と の接点づくりにはならない。

調査会などに関わっている消費者代表にも、消費者にむけて語れる場を設定して役割分担してもらってもいいのではないか。

独立している委員会の良さが、どうしたら発揮できるかもう少し検討してみてほしい。国民1人1人体への影響は一律ではないことから、食品に含まれているリスクを不安でないものに認識できるためには、あらゆる方向からの考え方を含んだ上での科学的評価と、少しでも見えることが、一歩だろうか。消費者感覚を含んだ情報が委員会の前面に出るとより身近なものになる。

### (7) 地方自治体の積極的な対応について (意見)

国民への情報提供には、地方自治体が食品安全に対してどれだけ積極的に対応するかにかかっている。地方自治体での食品安全にかかる資質の向上策を強調。(担当窓口の設置、専門的人材の育成:講座受講者の義務付け等)

## (8) 国、地方公共団体との関係について (意見)

難しい問題だが、科学的データに基づき、毅然たる態度で対応して欲しい。国、地方公共団体とも利害関係に明け暮れ、生活者の立場に立っていないことが多いので、両者をリードする能力も必要ではないか。特に地方公共団体の事業者よりの考え、行動には呆れるほどである。意見交換の場を増やすしかない。

食品安全委員会では、毎年1回、地方公共団体の食品安全担当者に参加いただき、全国食品安全連絡会議を開催しており、地方公共団体との連携に努めています。また、地方公共団体との共催による人材育成講座や意見交換会を開催しているところです。

また、改善案においては、食品安全委員会から発信する重要な情報の地方公共団体への速やかな提供や地方公共団体の広報誌への記事掲載の働きかけ等を行うこととしており、地方公共団体との連携強化に努めていきたいと考えています。

## (9) 消費者団体の広報誌等への掲載について (意見)

消費者団体の広報誌などへの委員会からの原稿提供の提案があるが、その内容が一方的でないことが必要であり、消費者・市民団体の活動に一定の方向付けをするものであってはならない。

広報誌への記事掲載の働きかけについては、リスクコミュニケーションの一環として、食品の安全性を守る仕組みについて情報共有を図る観点から、リスク分析の考え方や食品安全委員会の取組についてご紹介させていただくものです。これらについては、受け手となる団体において内容や当該団体の活動方針を踏まえ吟味され、掲載の可否等も含めその都度、適切にご判断されるものと考えています。

#### (10) 関係機関・団体との連携拡大について (音見)

地方の行政担当者が食品安全委員会の活動や 評価について理解し、地域住民へ正しいサービス が提供できるように地方行政担当者への理解促 進についてはたらきかけを行ってほしい。

マスメディアへの情報提供については、健康影響がどの程度なのか、わかりやすい情報を行うこ

食品安全委員会では、毎年1回、地方公共団体の食品安全担当者に参加いただき、全国食品安全連絡会議を開催しており、地方公共団体との連携に努めています。また、地方公共団体との共催による人材育成講座や地方公共団体及び関係省庁との共催による意見交換会、地方公共団体等が主催する意見交換会等への講師の派遣に積極的に取り組んでいるところで

とが重要である。 委員長談話が広く周知されるような方策は各地 改善案においては、委員長談話など食品安 への情報提供に加え、消費者の目にとまることを 全委員会から発信する重要な情報は地方公共 最優先に考え、事業者団体などの協力を得るなど 団体へ速やかに提供することとしています。ま 考えられないか。 た、マスメディア関係者との間で情報や意見の 交換を行う懇談会や勉強会を充実させるととも に、プレスリリースを見やすく、分かりやすいも のとするため、文字、レイアウト、文章の体裁や 文章表現についても工夫していきたいと考えて います。 今後とも関係機関・団体と連携し、国民への 情報提供に積極的に努めていきたいと考えてい ます。 (11)食品安全委員会からの派遣について 食品安全委員会では、リスク分析の考え方 や、リスク評価の内容に関して、地方公共団体 (意見) やその他の団体が主催する意見交換会等への さまざまな団体が、食品に対して取組をしてい る。お願いすれば、食品安全委員会からどなたか 講師の派遣に積極的に取り組んでいるところで ご参加いただけるということができれば素晴らし す。今後も、引き続き取り組んでいきたいと考え ています。 食品安全委員会では、科学に基づくリスク評 (12) 委員長によるコメントについて 価機関としての特性を生かし、今後も、国民が (意見) 食品安全委員長のコメントは、大変重みがあ 過度の不安感を抱いたり、社会的混乱が起こら る。重要なポイントで記者会見をして頂ければ、消 ないよう、食品摂取による健康被害に関する重 大な事柄について、適時適切に委員長の見解 費者はとても安心だ。もちろん大学の教授でもい いのだが、食品安全委員会委員長として発言して や談話を公表していきたいと考えています。 頂ければ、その効果は安心とともに、アピールに なる。 (13)社会に発信されている不正確な情報への対応に 食品安全委員会としても、報道や表現の自由 ついて は、最大限に尊重されるべきものと考えていま す。 (意見) 「社会に発信されている不正確な情報への対 一方で、誤解や情報の不足等によって、結果 応」が盛り込まれている。委員会が当該情報の訂 として科学的に不正確な情報が社会に発信さ 正を求めたり、関連する科学的情報の提供をする れ、国民の健康に大きな影響を及ぼしたり、風 ことは、情報の真偽に対する基準が委員会の価値 評被害等につながるようなことが生じることは、 観や評価によることとなることから、報道・表現の 報道・情報発信される側にとっても、意図すると 自由を侵すことになるため認められない。 ころではないものと考えます。 食品安全委員会としては、食品の安全性に 関して、科学的で中立公正な立場から、その情 (14)社会に発信されている不正確な情報への対応に 報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総 ついて 合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正 (意見) 確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品 社会に発信されている不正確な情報への対応 安全委員会の考え方などについて、その科学的 において、当該情報の訂正を求めたりするとの対 根拠を明らかにしつつ、訂正の申入れを行った り、関連する科学的な情報提供を行ったりする 応を行うとあるが、これはやめるべきだ。 なにをもって不正確な情報と判断するのか、そ ことが大切だと考えます。 の判断の主体は誰がどういう権限と情報によって いただいたご意見を踏まえつつ適切な対応を 担いうるのか。なにより危険なのは、自由な言論 行うよう、努力していきたいと考えています。

への弾圧となり、ファッショに繋がる。

	食品安全委員会の権限を高めるには、信頼できる安全性評価を行うこと、これに尽きる。これだけをちゃんとやるなら、その存在価値は高く評価されるだろう。	
(15)	社会に発信されている不正確な情報への対応について(意見) 「社会に発信される不正確な情報」、「科学的に誤っている情報」とは誰がどのように判断するのか、学説は必ずしも一方向ではない場合があるのではないかと考える。また、「必要に応じて」とあるがこの基準は何か、明確にしておく必要がある。	ご意見のとおり、不正確な情報にあたるか否かについての判断は、慎重に行わなければならないと考えています。 食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報の与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口頭又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。 いただいたご意見を踏まえつつ適切な対応を行うよう、努力していきたいと考えています。
(16)	社会に発信されている不正確な情報への対応について (意見) 社会に発信されたマスメディアなどによる誤った 情報への訂正申入れはできる限り行ってほしい。	食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報の与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口頭又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。 これらを着実に実施し、いただいたご意見に応えられるよう、努めていきたいと考えています。
(17)	社会に発信されている不正確な情報への対応について(意見) 社会に発信されている不正確な情報への対応11ページ極めて重要だ。アンケート等で消費者と専門家の意識のギャップを問題にしているが、これは自分たちが「知って」いた、「正しい」と思っていたことと違うことを言われるから生じるのだ。アンケートの選択肢にない、本当の本音は言いにくいから表に出ないだけで、本当のところはここにある部分が大きいはずだ。「食品安全委員会の見解を積極的に述べる」をぜひ追加してほしい。	食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、委員がその情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、発信者へ口可又は文書で訂正等を求める、またはメールマガジンなどで別途事実関係の解説を行うなどの取組を進めることとしています。また、食品の安全性について消費者を含む関係者との間で情報の共有や意見交換を行い、リスクコミュニケーションを推進していますが、改善案のとおり、  ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケー

ションや、

② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような参加型の意見交換会の実施など、

双方向の意見の交換を実施していきたいと考えています。

(18) 社会に発信されている不正確な情報への対応について

(意見)

「社会に発信されている不正確な情報への対応」の項に記載された文言は、中立的な者にとっても、不快な印象を与えたと思う。食品安全委員会が開催、あるいは共催された会でも、「無毒性量」とすべきところを「無作用量」と錯覚されて講演された先生もおられた。日本の社会ではこのような文言は、慎重に記載されるべきだ。

食品安全委員会としても、報道や表現の自由 は、最大限に尊重されるべきものと考えていま す。

一方で、誤解や情報の不足等によって、結果として科学的に不正確な情報が社会に発信され、国民の健康に大きな影響を及ぼしたり、風評被害等につながるようなことが生じることは、報道・情報発信される側にとっても、意図するところではないものと考えます。

食品安全委員会としては、食品の安全性に関して、科学的で中立公正な立場から、その情報が与える社会的影響の程度、緊急性等を総合的に勘案の上判断し、社会に発信される不正確な情報等に対して、リスク評価の内容や食品安全委員会の考え方などについて、その科学的根拠を明らかにしつつ、訂正の申入れを行ったり、関連する科学的な情報提供を行ったりすることが大切だと考えます。

また、併せて、食品安全委員会からの情報発信についても、正確にかつわかりやすく伝えられるよう、努めていきます。

#### 【4. リスクコミュニケーション(意見交換会等)に係る改善方策】

(1) 双方向の情報発信について (意見)

双方向発信の技術開発によりどんな方法があるか、この点の大改革は必須で、換言すれば国民的に大々的に展開することではないか。大事件や緊急を要する問題が次々に発生し時代の要求でもある。是非リスクコミュニケーションの視点からも検討して欲しい。情報の専門家の意見も参考にしたらと思う。

リスクコミュニケーションの改善策については、リスクコミュニケーション専門調査会において議論を行い、平成20年8月に「「地方自治体との協力」における当面の取組方向」及び「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を取りまとめました。

また、改善案においては、双方向のコミュニケーションを行うことを基本として、様々な改善に取り組むこととしています。今後とも、技術進歩の状況を踏まえつつ、双方向的なやりとりができるよう工夫を重ねていきたいと考えています。

(2) インターネットによる会議の中継について (意見)

食品安全委員会が主催する会議についてインターネットを通じて中継して欲しい。都合が悪い会議についてはモニター会員だけに中継するとか、インターネットによる無料の電話サイトがあるので、会議に出席できない場合でも声だけだが、会

食品安全委員会で開催する専門調査会や意 見交換会は原則公開で開催しており、どなたで もご参加いただけます。また、ホームページで会 議の概要を公開しています。

ご指摘のありましたインターネットを通じての中継については、現在の設備や予算の制約から将来的な検討課題と考えています。

議内容について意見とかアンケート等がその場で 判明するし、また同様に携帯電話を利用すること でモニター会員もいつでもどこでも見ることができ るように改善して欲しい。 なお、食品安全委員会でこれまでに作成した リスク分析やリスク評価に関する分かりやすい 映像素材については、平成22年度末からホー ムページでの動画の配信を行うことを検討して います。今後とも、より利用しやすい情報提供に 努めていきたいと考えています。

#### (3) 意見交換会のあり方について (意見)

消費者団体、事業者・生産者団体、各種団体 (栄養士、医師等)、メディア、行政担当者、学校関係者、学会等とのリスク分析、評価、コミュニケーション等の意見交換、周知は何回か出席して見聞したが、情報の共有、相互理解が不十分と思えてならない。各自、自分の領域内からの発言多く全体としてのまとまり悪く、終わった後のむなしさは悲しい。全体をコーディネイトし効果の上がる工夫が欲しい。 ご指摘をいただきました意見交換会のあり方については、平成20年8月に「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を取りまとめました。改善案においては、上記ガイドラインに沿って、関係者のニーズを分析し、目的・目標を明確にした上で、これに合った対象、規模、内容、開催場所等について十分に検討し、団体との共催による意見交換会や小規模な意見交換会としています。食品安全委員会としています。食品安全委員会としています。する立場の方との間で情報の共有が行われ、相互の理解が少しでも進むようなコミュニケーションができるように工夫していきたいと考えています。

# (4) リスクコミュニケーション等のあり方について (意見)

リスクコミュニケーションはリスクアナリシスの考え方の中でも重要な要素である。委員会が指摘容、リスク管理の内容を議論する上でも、関係者の意見が評価や政策に反映されることが重要である。委員会の「改善案」では情報発信、消費者などとの音楽」では情報発信、消費者・るとりであり、委員会やリスク管理機関と、消費者・国の政策へのを決した双方向の討議の保障、和る必要がある。「改善案」14頁に言う「意見・情報のうち科学的に妥当なものはリスク評価書に反映がある。「改善案」14頁に言う「意見・情報のうち科学的に妥当なものはリスク評価書に反要がある。」際には、その妥当性の基準は、食品を摂かる。時されるものであることが担保される必要がある。

ご意見のとおり、リスクコミュニケーションはリスク分析の中で、重要な要素です。このリスクコミュニケーションを実施するに当たっては、改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施

などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えております。

また、食品安全委員会が行うリスク評価は、 食品中に含まれる危害要因を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への 悪影響が起きるかを科学的に評価することであり、評価結果に寄せられた意見・情報について、 例えば、評価に当たり検討されていない新たな 科学的知見等があれば、専門調査会で審議を 行い必要に応じて反映しています。

# (5) 双方向性の議論について (意見)

リスクコミュニケーションはお知らせではなく、あくまでも双方向の議論をすべきである。消費者団体を対象とした場合、その問題に関心の深い団体と個別に時間をかけての議論の場が必要と考える。

リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれ の立場から相互に情報や意見を交換することが 重要であると考えています。改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやり とりを可能とする小規模なリスクコミュニケー ションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消

費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図っていくこととしており、いただいたご意見を踏まえ取組を進めていきたいと考えています。

(6) リスクコミュニケーションの実施方法・内容の改善について

#### (意見)

案件ごとに適切なリスクコミュニケーションができるよう、幾つものパターンを用意し、その中からもっともふさわしい方法でおこなってほしい。

リスコミに直接参加できなかった人に向けても、 消費者からどんな意見が出され、行政としてそれ をどう考えるのか分かりやすく作成し、報告してほ しい。 リスクコミュニケーションの実施方法・内容の 改善については、改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施

などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。

また、意見交換会で使用した資料に解説を加えて公表するなど、ご参加できなかった方にも分かりやすい情報提供を行っていきたいと考えています。

## (7) 消費者の理解を促す取組について (意見)

改善方策にも示されているように「分かりやすく、双方向のコミュニケーション」の実施はこれからも重要な課題だ。しかし、例えば委員会が作成する評価書は、その内容の特徴として、消費者にとって不慣れな専門用語が多く、内容も高度だ。理解に必要な科学的な背景や、評価結果を導いた理由について、国民に理解を促すための継続的な取組が必要だ。

ご指摘のとおり、評価書は、リスク評価の結果を科学的に記載していることから専門用語が多く、内容も難しいと考えられます。このため、消費者等の関心の高いものについて、評価内容の理解の助けとなるQ&Aなどの作成を行うとともに、リスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信に努めていきたいと考えています。

(8) 意見交換会以外のリスクコミュニケーションについて

#### (意見)

リスクコミュニケーションの実施方法内容の改善12ページ意見交換会がリスクコミュニケーションの典型ではない。利害関係者や市民運動家が参加主体の公開交換会は実施しただけの満足で終わっている。今必要なのは身近な話題についてあらゆる機会を利用し、正しい情報を根気よく発信し続けることだ。そうしなければ所詮は一部の人のもの以上にはなりえない。こちらから相手に入り込まねばだめだ。「身近な話題についてあらゆる機会を利用し、正しい情報を積極的に発信する」を追記してほしい。後半にある食育の推進は大いに行う

リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれ の立場から相互に情報や意見を交換することが 重要であると考えています。改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやり とりを可能とする小規模なリスクコミュニケー ションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施

などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュニケーションを実施したいと考えています。

また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図る

べきだ。賛同する。

とともに、いただいたご意見を踏まえ色々な機会及び手段を活用して、科学に基づくリスク評価機関としての特性を活かした情報発信に努めていきたいと考えています。

さらに、食育についても、改善案の取組を着 実に進めるよう努めていきたいと考えています。

(9) リスクコミュニケーションにおけるデータの取扱い 方法について

(意見)

リスクコミュニケーションに科学的妥当性が求め られることはいうまでもないが、化学物質に関わる リスクコミュニケーションについて、化学物質の性 質は分子構造によって決まるから、比較化学構造 論的な考察や客観的コミュニケーションは、科学 的妥当性を確保する上で重視されるべきことだ。し かしながら、一日許容摂取量(ADI)などの数値ば かりが誇張されているのが現状であり、前記のよ うな比較化学構造論的考察やそれに基づく客観 的コミュニケーションはできていないようだ。安全 性の指標となる数値はあくまで動物実験によって 得られた毒性パラメータを安全係数処理により便 宜上設定したものにすぎず、これまでの経緯に照 らしても、後に改訂される可能性も考えられる。こ のような数値の設定は必要である一方で、化学構 造論的考察など多面的な視点によるバリデーショ ンが行われないと、もしも毒性評価の過程で何ら かのエラーがあった場合でも、そのようなエラーを 見落とすおそれもある。

○○では、化学物質のリスクコミュニケーションを行う際は、どのような立場の方に対しても、化学構造論的解釈によるバリデーションのプロセスがわかるように、データシートを作成したり、説明を行うなど、科学的妥当性を確認できるようなコミュニケーションを行っている。リスクを考える上で、数値データも有用だが、分子構造(化学式)という重要な基礎情報を持つ各化学物質に関して、いきなり数値で説明するようなリスクコミュニケーションは、科学的観点から鑑みて、特定のリスク論者の都合による粗雑な方法論といわざるを得ない。

化学物質のリスクコミュニケーションを行うにあたっては、必ず構造式(化学式)の表示とその化学構造論的考察(必要に応じて類縁体との比較的考察)を行うとともに、その考察のアウトプットと毒性値との連関に関して、バリデーションのプロセスが明確に示されるようなコミュニケーションを実施すべきだ。

化学物質のリスク評価にあたっては、急性毒性、慢性毒性、発がん性、遺伝毒性、生殖発生毒性、発達神経毒性等の各種動物試験の結果を総合的に検討し、得られたデータをヒトに外挿して、ADIの設定を行っています。また、香料については、参考として、JECFA(食品添加物専門家会議)で採用されている構造クラス分類を示した上で、評価を行っています。

なお、意見交換会等のリスクコミュニケーションにおいては、評価依頼の経緯や結論に至るプロセスなどを含めて説明し、認識の共有を図っています。今後とも丁寧な解説に努めていきたいと考えています。

(10) リスクコミュニケーションにおける各主体間の乖離 について

(意見)

リスクコミュニケーションにおいては、専門家や|

リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれ の立場から相互に情報や意見を交換することが 重要であると考えています。改善案のとおり、

① 参加者との間で密度の濃い双方向のやり

市民、企業、行政などの各立場を意識して行うべきだとよく言われる。しかし、皮肉にもその過度の意識によって、とくに専門家・企業と市民との間の意識の乖離が甚だしく、専門家といわれる立場の者がボランタリーな意思で発信するリスクコミュニケーションに資する情報を、市民が先入観で「難解だ」と敬遠する実態が往々にしてあり、コミュニケーションそのものの機運を削いでいる実態がある。

リスクコミュニケーションは、むしろ前述の逆で、 専門家や市民などの垣根を取り払い、同じ目線 で、かつ各立場が目線を高めていく方向で討論や 考察を行うテーブルのような場を設定することが重 要であると考えられる。

専門家にしても市民にしても、企業にしても、行 政にしても、各主体のスタンスは、先入観などの原 因によって閉鎖的である場合がほとんどだ。この ような現状を打開すべく、食品安全委員会は、前 述のような問題を謙虚に認識したうえで、リスクコ ミュニケーションを推進する民間発の公益セクター や博士号取得者などのボランティア化学技術者な どとも柔軟に連携し、リスクコミュニケーションに欠 かせない構造式などの化学情報に対する誤った 先入観をなくし、真の科学的討論ができるように、 市民の知的水準や科学的考察活動に関してモテ ィベーションを前向きに高めていくように協力して いただくとともに、アイスブレーキング要素を含むリ スクコミュニケーションを推進する機会を休日に設 定するといった、欧米型市民活動方法論を取り入 れた取り組みを進めることで、行政の一方的な都 合によらない柔軟な活動の実践を図り、より多くの 市民との接点を多く持てるよう、客観的にその熱 意が十二分に伝わるような努力が求められる。

とりを可能とする小規模なリスクコミュニケー ションや、

② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施

などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュ ニケーションを実施していきたいと考えていま オ

また、食品安全委員会では、地域でのリスクコミュニケーションを推進するため、地方公共団体と共催により、

- ① 意見交換会などの会議を円滑に進行する 技術を有するファシリテーターの育成
- ② 科学的知見に関する情報を分りやすく説明 できるインタープリターの育成 に取り組んでいます。

また、これらの講座や意見交換会の中で、クロスロード、アイスブレークといった手法を積極的に取り入れ、コミュニケーションの促進に努めているところです。

今後、改善案を踏まえ、地方公共団体と連携して、受講者がその技術を実践活用するためのモデル的なリスクコミュニケーションを推進するとともに、地域活動に活用できるツールの提供等を行うことにより、リスクコミュニケーターの育成等に努めていきたいと考えています。

## (11) 意見交換会のあり方について (意見)

食品安全委員会も行政機関の一つであるので、「行政機関」のリスクコミュニケーションの共通の限界を有していることは、誰しも承知しているところだ。しかし、施策のあからさまなPRの場であれば、消費者は白けるのではないかと危惧するところだ。設立当初に比べて目新しさに欠けている。例えば、施策に反対するような人物を登壇させることがあってもよいのではないか。

リスクコミュニケーションは関係者がそれぞれ の立場から相互に情報や意見を交換することが 重要であると考えています。改善案のとおり、

- ① 参加者との間で密度の濃い双方向のやりとりを可能とする小規模なリスクコミュニケーションや、
- ② 消費者団体の代表者に参加いただき、消費者が本当に知りたい情報等をうまく引き出して会場の参加者に共有していただけるような、参加型の意見交換会の実施

などに取り組み、双方向性を高めたリスクコミュ ニケーションを実施していきたいと考えています。

また、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図っていくこととしており、いただいたご意見を踏まえ取組を進めていきたいと考えています。

### (12) 情報の非対称性について (意見)

私は、昨年12月にWEBを使って、「食品意識に関するアンケート調査」を行い、約1,000名から回答を得た。その中で、「食品の安全性に関して、消費者・行政関係者・科学者の間で認識のギャップを感じたことがありますか?」との質問に対して、41%の方が「ギャップを感じたことがある。」、31%の方が「ギャップを若干感じたことがある」と回答された。40歳台以上の男性では半数を超える方が「ギャップを感じたことがある」と回答された。全体としては、食品安全委員会のモニター調査よりは、低い数値だった。

「知れば知るほど」、「勉強すればするほど」ギャップが広がる原因の一つは、「情報の非対称性」だ。食品添加物や遺伝子組換え食品の健康影響評価に当たっては、「全情報公開」を原則とするなど、現在の方法を変える以外にない。「非公開」は、情報格差を拡大し、情報の非対称をより深刻にするだけだ。企業は、情報を公開できないなら、指定や認可による利益を望むべきでない。

食品安全委員会が開催する専門調査会や意見交換会は原則公開で開催しています。改善案のとおり、非公開で開催される専門調査会については、今後とも、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう、透明性の確保に努めていきたいと考えています。

## (13) 食品安全分野の交流について (意見)

特定の国の施策に関する議論はできないのだろうが、昨年12月16日付及び本年2月4日付で公表された中国衛生部の「食品に違法に添加されている可能性のある非食品」(17品目と4品目)は、中国からの食品の輸入に大きく依存する我国の消費者にとっては大きなショックであった(実際は、知らない人が多いのだろうが)。官民あげて日中(韓)の食品安全の分野の交流を促進するために、食品安全委員会も更なる努力を払っていただきたい。

中国製輸入食品等に係る事案が続発し、消費者の食の安全性に対する懸念が著しく高まったことから、昨年11月には、食品による薬物中毒事案など関係府省庁が幅広く連携して対応する体制構築のために設置された消費者安全情報総括官会議において、「輸入食品等の安全・安心の確保策について」の申合せが行われています。

食品安全委員会としても、引き続き、政府一体となって、輸入食品等の安全の確保に向け、輸入食品に含まれる可能性のある添加物、農薬等のリスク評価を実施していくとともに、外国政府機関や国際機関との連携強化を図り、危害発生時の迅速な情報提供に努めていきたいと考えています。

#### (14) 消費者団体などへの広報について (意見)

消費者団体などへの広報については、対象団体についての検証がなされているのかどうか、全国で多くの団体が様々な活動をしておりその活動状況を把握し、実施されるべきである。特に地方の団体などの研究が必要である。

これまで行政は消費者・市民団体の活動状況を 精査せず、安易に全国消費者団体連絡会等その 名称を利用し、事足りたとしている。 消費者団体とは、これまでも懇談会を開催するなどして意見の交換に努めてきています。今般の改善案においても、消費者団体、事業者・生産者団体、マスメディア等の関係者ときめ細かな連携を図っていくこととしています。

ご指摘の消費者団体の活動等の現状把握も必要と考えますが、食品安全委員会の予算・人員ともに限りがあることから、消費者団体の間で効果的な連携を図っていただければと考えます。

(15) リスクコミュニケーション推進事業の改善について (意見)

リスクコミュニケーション推進事業について は、地域でのリスクコミュニケーションを推進す 養成講座の受講者が活躍できる場の設定を積極的に地方公共団体に呼びかけてほしい。

るために、地方公共団体と共催による人材育成 講座を行っています。今後は、地方公共団体と 連携して、受講者がその技術を実践活用するた めのモデル的なリスクコミュニケーションを推進 したいと考えており、地方公共団体へ積極的に 呼びかけていきたいと考えています。

#### (16) 食品安全カウンセラー(仮称)の創設について (意見)

委員会が、リスコミ(リスクコミュニケーション)を 重視し人材育成を進められていることを承知して いる。しかし、結果が出始めるまでに相当な時間 がかかりそうだ。

そこで「食品安全カウンセラー(仮称)」制度創設を検討くださるよう提案する。リスコミや勉強会の講師・ファシリテータ役を勤められる人材を論文審査と口頭試験により選択する。また、専門分野と活動できる地域や時間を登録し、専用サイトで公開する。求めに応じて派遣する、あるいは自主的なリスコミ活動を推進していただくのだ。

食品業界や行政の中に、食品にかかわる広い 知識を持ち品質管理・保証などの経験を積んで来 ている人材が大勢存在する。この人達を即戦力と して活用できる。必要に応じてファシリテーションな ど不足している能力を補足するための教育は必要 になるかも知れない。

既に参考にできるモデルが存在している。環境省の環境カウンセラーと化学物質アドバイザーだ。特に前者は96年から延べ4000人を超える人材が登録されており、市民向けには環境教育や環境保全、事業者向けにはエコアクション21などの環境マネジメント取得サポートでも数多くの実績を挙げている。

食品安全委員会では、地域でのリスクコミュニケーションを推進するために、地方公共団体と共催により、

- ① 意見交換会などの会議を円滑に進行する 技術を有するファシリテーター
- ② 科学的知見に関する情報を分りやすく説明できるインタープリター

の育成に取り組んでいます。しかしながら、食品 安全に関わる関係者は多く、その立場により様 々な考え方があることから、資格の付与につい ては難しいと考えています。

大変有意義なご提案をいただいたと考えていますが、食品安全委員会としては、当面、リスクコミュニケーターの育成に力を入れていきたいと考えています。

#### (17) 意見・情報の募集について (意見)

パブリックコメントなど意見・情報の募集についても双方向の手法が必要と考える。「ホームページに掲載」と言われるが、応募者に対して掲載情報を発信すべきだ。

食品安全委員会では、情報及び意見の共有の観点から、ご意見・情報の募集を行い、いただいたご意見への回答は広くホームページに掲載し、公開しているところであり、ご理解いただきたいと考えています。

なお、この点については、ご意見・情報の募集を行う際に、いただいたご意見に対して個別に回答できない旨を記載させていただいているところです。

## (18) 消費者の意見の反映について (意見)

評価が分かれるような場合やデータが不足している場合など、科学的な評価といっても色々な立場からの評価がありえる。安全を優先した消費者の意見をできる限り採用するよう要望する。

食品安全委員会は、国民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下、科学的知見に基づき、中立公正にリスク評価を行う機関です。評価書案への国民からのご意見・情報については、必要に応じ評価結果に反映しています。

(19)評価途中における意見募集について 専門調査会での調査審議については、国民 (意見) からのご意見・情報の募集の時点では、議論が 従来のように評価案がまとまってからパブリック 終了しているわけではありません。いただいた コメントを募集すると、専門調査会の議論が終わっ ご意見を勘案し、必要があれば専門調査会で ているため、意見が専門調査会で議論されること 再度審議し、最終的な評価結果に反映すること はほとんどない。そのため、評価途中で意見を求 としています。 め、議論の基にすることを要望する。 (20)パブリックコメントのタイミングについて 国民からのご意見・情報の募集に関しては、 (意見) 専門調査会で審議した評価書案について、ご意 「評価書」が完成した後にパブリックコメントがな 見や科学的知見等に係る情報を収集し、必要 される現在のタイミングに加え、リスク管理機関か に応じて、最終的な評価結果に反映させるため ら健康影響評価の要請がなされ、資料の接受を受 に行っています。 なお、国民の関心の高い案件については、評 けた後、各専門調査会が開催される前にも「予備 的」なパブリックコメントを行うようにすれば、効率 価依頼に際し、必要に応じて、リスク管理機関 が上がる可能性がある。 が中心となって、評価依頼の背景等について関 係者との意見交換会等を行っているところで す。 食品安全委員会では、情報及び意見の共有 (21) 意見・情報の募集について の観点から、ご意見・情報の募集を行っていま (意見) 14ページ「意見・情報の募集の改善」につい て、最近普通に見て答えになっていない回答がか ご意見・情報の募集により寄せられた意見等 なりあるように思われる。議事録などをみても審議 のうち された形跡がない内容が審議されたことのように ① 評価書案の作成に当たり検討されていな 回答されたり、意見内容の一部にしか回答してい い新たな科学的知見等を内容とする意見等 なかったり、意見と違う回答をしたり、事実誤認が については、専門委員の意見を踏まえ、委員 疑われたりといったものだ。リスクコミュニケーショ 会での審議を行い、必要に応じ評価書等に ンの専門家、一般人代表を含む場で、専門家外か 反映するとともに、 ら見た素直な感想、意見を求め、反映、改善して ② 委員会活動の改善等に関する意見等につ いくべきだ。「寄せられた意見への回答について、 いては、企画専門調査における実施状況のフ 一般的にわかりやすくなるよう、意見と回答内容に ォローアップ等の調査審議において検討する ついてリスクコミュニケーション専門調査会や企画 など、事業計画や個別業務に反映させる 専門調査会等の意見を聞き、改善を図る。また、 こととしています。 また、意見への回答については、わかりやす 必要に応じて再検討する。」を追記するべきと考え い記述となるよう努めたいと考えています。 (22)食育については、平成17年7月に制定され 食育について (意見) た食育基本法において、食品の安全性の確保 農水省がすでに行っているのに、食育まで手を 等における食育の役割が定められています。ま 広げる必要はない。それより本来業務の充実をお た、健全な食生活の実践のためには、食品の安 願いする。特に手付かずの複合毒性の検証や幼 全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選 児へのリスク勘案を早急に取組むべきだ。 択する力を身に付けることが必要と考えられる ことから、食品安全委員会としても、リスクコミュ ニケーションを積極的に実施することにより、食 育を推進していきたいと考えています。 【5. 緊急時対応に係る改善方策】

### (1) 今後の食品安全委員会の役割について (意見)

これまでの委員会の緊急時の対応をみると、事件の社会的拡大を防ごうとすることに力点が置かれ、原因究明の現状報告、可能性のあるハザードの推進やリスクの拡大予測など、国民が不安に思っていることがらを幅広く予防的観点から情報提供することが不十分だった。委員会は問題の指摘や調査の実施面でも迅速な対応に欠けていた。今後緊急時対応は主に消費者庁の管轄となるということから、委員会の役割はどうなるのか不明確だ。

改善案のとおり、今国会で設置法案等が審議されている消費者庁に緊急時における司令 塔機能が集約されることになっていることから、 食品安全委員会の緊急時における役割は科学 的知見の提供等に重点化していきたいと考えています。

このため、緊急時においては、消費者庁との効果的な連携を図りながら、科学的な知見や食品安全委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信するよう努めていきます。

#### (2) 消費者庁との連携について (意見)

科学的知見の提供に絞ることには異論はないが、消費者の混乱を帰さないよう消費者庁との連携を密にする必要がある。

ご意見を踏まえ、今国会に設置法案等が審議されている消費者庁と効果的な連携を図っていきたいと考えています。

### (3) 情報発信のあり方について (意見)

迅速に情報提供できるよう、日常から海外の情報収集に努めてほしい。

科学的知見の情報提供であっても、物質名やその安全性・危険性だけでなく、一般の人たちがそれを口にするのはどのような状態なのか、分かりやすい情報提供を心がけてほしい。

現在も行っている海外からの情報収集を継続するとともに、外国政府機関や国際機関との連携強化を図り、迅速な情報提供に努めていきます。

また、科学的知見の提供については、改善案のとおり、より分かりやすく、迅速かつタイムリーに発信するよう努めていきます。

### (4) 「安全宣言」について (意見)

所謂「安全宣言」が、極まれに拙速の感が否めないことがある。食品安全委員会の信頼性に関わることなので、「火消し」役に終わらない慎重な対応を望む。発信情報を訂正されたときは、訂正理由を付して訂正したことを公表していただきたい。

改善案のとおり、緊急時には、国民は事案による健康への影響に不安を抱くことから、科学的知見や食品安全委員会としての見解等を、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信するよう努めていきます。

ただし、発信した情報についてさらに新しい知見が得られるなどによって、追加・変更が加えられた場合には、委員会のホームページ上で更新した理由を明記するなど、分かりやすい情報発信に努めていきます。

#### (5) リスク管理機関の対応に関する提言について (意見)

食中毒その他の緊急事態が発生した場合、具体的な対応は厚生労働省などのリスク管理機関が中心になって行われるものと考えるが、委員会はリスク管理機関の対応が適切におこなわれているかどうかの評価を専門的な観点から行い、改善等を提言することを要望する。また緊急事態を招かないような防止対策の実施についても、リスク管理機関に提言して実行させるようにしてほしい。

食品安全委員会では、食中毒等による緊急 事態等が発生した場合には、科学的見地から、 リスク管理機関に対する助言を行うこととしてい ます。

また、今後は、今国会で設置法案等が審議されている消費者庁に緊急時における司令塔機能が集約されることになっていることから、食品安全委員会の役割を科学的知見の提供等に重点化するとともに、消費者庁等と効果的な連携を図っていきたいと考えています。

#### 【6. 委員会運営全般に係る改善方策】

(1) スタッフのレベルアップと体制強化について (意見)

食品安全委員会という名称は、全国知らない人は無いくらいだと思うが、この名称は、食品全般の安全を管理する機関という感触を受ける。実務は、食の安全を技術的に評価する機関とのことだが、非常に分かりづらい。実際、問題があったときの苦情など対応に追われ、本来の業務がおろそかになっていないか。人はわがままなもので、要望は尽きない。消費者の嗜好にあわせ、日々進化していく食品に対応できる組織力はあるのか。厳しい国の財政状況は十分理解するが、食は国民の生命にかかわる問題。スタッフのレベルアップと体制の強化をお願いする。

ご指摘のように、食品安全委員会の役割や機能が国民の間に十分には浸透していない状況にあることから、食品安全委員会としては、委員会の役割や活動内容等についてより積極的な情報発信に努めていくことが必要であると考えています。

また、改善案のとおり、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加等に対応するため、引き続き必要な定員や技術参与の確保に努めるとともに、職員が自己研鑽に励める環境整備を図るなど、スタッフのレベルアップと体制の強化に努めていきたいと考えています。

(2) 人材育成(教育)、昇進給与等の人事管理について

(意見)

教育も出向も総かかり必要である。エリート制を 徹底して廃し、実績評価一本で行くべきと思う。必 要なら実績ということで、ある集団からの公選制で 昇進を決めたら良いのでは。よって人事管理も官 庁では見ない柔軟なシステムでトライするのも一 方法である。ただし、国民を味方につけ国民の合 意(総意)を取りつけるように。 人事管理制度については、職員個々の能力 や実績等を的確に把握して適材適所の人事配 置等を行うため国家公務員法が改正され、平成 21年度に施行される予定となっています。

今後、この新しい人事管理制度に基づき適切に対応していくこととしています。

(3) 人的体制の強化について (意見)

中長期的取組の方向性で述べられているように、今後プロパー職員を増員し専門家として事務局を担えるよう人的体制を強化し、リスク評価機関として独立性と信頼性の向上に向けて努力してほしい。

改善案において、任期付職員制度の活用など内閣府採用の職員の確保に努めるとともに、 併せて事務局体制の強化にも取り組んでいくこととしています。

(4) 生え抜き職員の養成について (意見)

業務基盤に係る改善方策だが、厚労省、農水省からの出向者が占める現状は改善されるべきだ。生え抜きの職員を養成し、長く職責を勤めて真に国民の食の安全のために尽力できる人材が求められる。

厚労省や農水省の省益とは決別した、独立した食品安全委員会に改革されなければならない。

(5) 人事のあり方について (意見)

委員会の公正・中立をより一層強固なものにするためにも、人事については、厚生労働省や農林

水産省からの出向者を極力制限し、民間人の活 用も含め、食品安全委員会プロパーを早急に増加 すべきだ。 (6) 組織と人員と活動について 改善案のとおり、残留農薬等に関するポジテ ィブリスト制度の導入、新たな危害要因の出現、 (意見) 組織は可能な限りシンプルな方が良いのではな 新技術食品の開発などに伴う評価要請の増加 いか。活動は国内は当面現状を維持しつつ、海外 に対応し、食品の安全性等に関する海外の最 輸入の増勢にはそろそろ対応が必要。よって人員 新の知見等の収集に関して国際機関や外国政 の方は、人材も含めて補強必須と考える。 新規採 府機関との連携を強化するために必要な定員 用は可能な限り、加えてスタッフ補強は積極的に や技術参与の確保に努めていきたいと考えてい ます。併せて、効率的な組織運営と適切な人材 すること。学識現役者で不足なら退職後のOBを 大幅に大胆に採用しても良いのではないか、特に の確保に努めていくこととしています。 高度な現場経験者もこれからの輸入対応には必 要になる。両者ともコストは格安だが、予算だけは 確保するように努力して欲しい。 (7) リスク管理機関との連携強化とリスク評価機関とし ご指摘については、リスク評価及び管理のプ ての機能強化について ロセスの効率化の観点から、食品安全委員会と リスク管理機関の担当者間で緊密に連携をと (意見) り、業務を遂行しています。また、相互の会議を リスクアナリシスの適用原則にあるように、リス 傍聴することにより、進捗状況の把握に努めて ク評価機関とリスク管理機関は、機能的な分離が 行われつつ、緊密な連携を図る必要がある。その います。 ことから考えると、例えばリスク管理機関である厚 例えば、食品添加物の場合、評価要請に当 生労働省薬事食品衛生審議会食品添加物部会と たって、事前に担当者間で、審議の見通しや、 リスク評価機関である食品安全委員会食品添加 要請者から適切な資料が提出されているかを 物専門調査会で、年度内にリスク管理およびリス 確認しています。また、食品安全委員会添加物 ク評価を実施すべき食品添加物の種類について、 専門調査会での審議を厚生労働省担当者が傍 共通の作業計画を作るなど互いに共通の計画や 聴するとともに、評価結果通知後の薬事・食品 政策のもとにリスク分析のプロセスを実施すること 衛生審議会食品添加物部会での審議を食品安 が効果的だ。たとえばコーデックス委員会では、リ 全委員会担当者が傍聴し、双方の情報の共有 スク評価機関の担当者が当該の各部会の会議に を図っています。 今後とも、リスク管理機関と連携し、審議の効 参加して、リスク評価に関する報告が行われたり、 リスク管理措置へのコメントをしたりするなど、積 率化を進めていきたいと考えています。 極的に情報の共有化や連携が図られている。この また、ご指摘のように、諸外国のリスク評価機 ことは、リスク分析のプロセスをすすめるにあたっ 関と比べ、食品安全委員会の体制は極めて脆 弱であると考えていることから、改善案に基づ て非常に効果的である。 わが国においても、リスク評価機関とリスク管理 き、事務局体制の改善や試験研究機能の強化 機関の情報の共有化や連携により、より効果的な 等の改善を着実に進めていきたいと考えていま す。 リスク分析のプロセスがすすめられる。 また、リスク評価機関として、試験・研究機関の 保有等の機能面や人材面などの体制が、農林水 産省や厚生労働省に比べて不十分と考える。独 自に研究機関を保有していない食品安全委員会 にこれらの試験・研究機関を移管することや、独自 の人員強化を図ることなどを検討すべきだ。 (8) 研究機能の強化について 食品安全委員会では、科学を基本とするリス (意見) ク評価を推進するため、平成17年度以降、リス 改善案にはおおむね賛成だが、食品安全委員 ク評価のガイドライン、評価基準の開発に資す 会にリスク評価方法のみを専門に調査研究する る研究事業を実施しています。また、これらの知 分会を設置してはどうか。リスク評価方法の高度 化をはかり、また新技術食品などに対応できうる 評価方法の開発、情報など多くの機関から迅速に 得るため、また最適の研究機関との連携を強化す るため、評価部門と別に動く人員の増員を望む。 見を踏まえ、各専門調査会においてリスク評価 に係るガイドラインの策定を進めており、現在の ところ、この取扱いを変更する必要はないと考え ています。

なお、食品安全委員会では、上記研究事業 や調査事業において、外部の研究機関や専門 家の参画等を得て、リスク評価方法の開発や高 度化の取組に努めていきたいと考えています。

### (9) 調査・研究事業のあり方について (意見)

食品安全確保総合調査事業や食品健康影響評価技術研究事業の推進に当たっては、「1テーマ1結論」ではなく、むしろ異なった結論が出ることを期待し、複数の者(研究者、研究者グループ、民間)に実施させるような工夫があってもよいのではないか。また、研究費の配分に当たっては、情報弱者(消費者、地方等)への傾斜配分も検討される必要がある。

食品安全確保総合調査事業及び食品健康影響評価技術研究事業については、リスク評価に必要な情報を収集したり、リスク評価の方法の高度化や分野間の平準化・標準化等を進めるために実施しているものです。限られた予算による事業であることから、効率的・効果的に実施していく必要があることをご理解いただきたいと考えています。

なお、今後は、改善案のとおり、これまで以上 に多くの研究機関に両事業を周知し、幅広い者 が応募に参加し、よりよい結論を得られるような 環境作りに努めていくことが必要であると考えて います。

## (10) 委員等の選任について (意見)

正委員会はこれまで科学的な討議をしてきたわけではなく、専門調査会から報告された評価書をルーティンワークとして形式的に承認する作業をしてきたのが実態である。いわば組織の理事会的な機能を有しており、この正委員に消費者が選任されることは委員会の活動を活性化するために重要な改善策である。企画などの専門調査会でアリバイ的に消費者を任命するのではなく、委員会の運営に消費者が深く関わる体制が必要である。

また、専門調査会やワーキンググループの委員に消費者団体の専門家(科学者・研究者)あるいは消費者団体から推薦を受けた専門家が参加するようにすべきだ。そしてなによりもこうした人選は事務局主導で政治的配慮がなされることのないようにし、その人選過程は透明性が確保される必要がある。

改善案に記載されていますが、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑みれば、委員に消費者代表が参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくことが適当であると考えています。

また、専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定してきており、改善案のとおり、選定方法等をより丁寧に説明するなど、透明性の確保に努めていきたいと考えています。

## (11) 委員の選任について (意見)

委員の選定についてはどのように行われるのか 定かではないが、農水省や厚労省の推薦ばかり ではなく、消費者団体の推薦する委員や、調査会 でのヒヤリング希望者の公募、公募による公聴会 の開催など、自発的な意見を聞く場をより多く作る べきである。 食品安全委員会の委員は、食品安全基本法 第29条の規定に基づき、両議院の同意を得て、 内閣総理大臣が任命しています。

また、専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定し、内閣総理大臣が任命しています。

なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には、消費者代表 や公募委員も含まれており、今後とも、専門調

		査会の特性に合った人選に努めていきたいと考 えています。
(12)	消費者代表の委員について (意見) 委員会の発足時に多くの消費者団体が求めていたように、国民の意見をより反映させるために、 委員会のメンバーに消費者の立場を代表する者 (消費者団体等が推薦する者等)を加えることを改めて要望する。	改善案に記載されていますが、リスク評価機関である食品安全委員会の特性に鑑みれば、食品安全委員会の委員に消費者代表が参画するというよりも、食品安全委員会として、消費者を始めとした関係者の意見等を聴く幅広いチャンネルを持ち、その意見を踏まえながら委員会等の運営を行っていくことが適当であると考えています。
(13)	食品安全委員会の役割について (意見) 組織図に見る食品安全委員会の役割が良く理解できない。これまで傍聴をしてきたがそこでは専門調査会の報告を聞く場、専門調査会の結果を承認する場に見えた。委員としてはジャーナリスト、食生活動向、食品製造などの専門家も見られるが、評価結果をどう見るか、どう答申するかなどの議論は見られず、その役割が定かではない。常に国民の食生活の安全性を議論するのではなく、リスク評価のみ行うのであり消費者委員は必要ないといわれてきた。科学者のみで行うと言うのであれば徹底した議論の場となることを期待したが、それは見られなかった。今後役割を明確にし、改善されること必要だ。	食品安全委員会においては、専門調査会から報告された食品健康影響評価結果(案)等について、科学的知見に基づき調査審議を行ってきたところであり、今後とも、食品の安全が確保されるよう十分に審議を尽くしていきたいと考えています。
(14)	専門委員の選任について (意見) 専門委員の改選時の委員選定に関する情報提供を行い、公募制を導入するなど、より国民の信頼度を高めるため努力してくださるよう要望する。	専門委員の改選に当たっては、食品安全委員会会合において、専門委員の改選の考え方について調査審議・決定を行ってきています。また、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の一部の委員については公募しています。食品安全委員会としては、改善案のとおり、今後、このような委員の選定方法等について、委員会会合やプレスリリースにおいて、より丁寧に説明し、国民の皆様の信頼度が高まるように努めていくこととしています。
(15)	専門委員の選定について (意見) 職員による恣意的お手盛り人事との批判をさけ るためにも消費者からの推薦による専門家を入れ るなど、専門委員の推薦方式を検討すべきだ。	専門委員については、食品安全委員会会合において改選の考え方を調査審議・決定してきており、改善案のとおり、選定方法をより丁寧に説明するなど、透明性の確保に努めていきたいと考えています。 ご意見をいただいた専門委員の推薦方式にについては、それぞれの専門調査会の特性に対応した専門家が必要であり、応募や推薦による方式では候補対象者が限定されたり、適正の見極めが難しい等の問題も考えられ、採用していません。

なお、企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会の専門委員には、消費者代表 や公募委員が含まれています。

## (16) 新開発食品専門調査会の体制について (意見)

専門調査会についても新開発食品専門調査会 で遺伝子組換え食品、いわゆる健康食品、体細胞 クローンが審議されているが、専門性は大きく異な る。対象ごとに専門の学者により審議されるべき ではないか。 新開発食品専門調査会は、特定保健用食品やいわゆる健康食品等の新開発食品を所掌しています。一方、遺伝子組換え食品については、遺伝子組換え食品等専門調査会において調査審議を行っています。体細胞クローン家畜由来食品については、核移植等の専門家の参画が必要なことから、新開発食品専門調査会の下にワーキンググループを設置し、審議を行ってきました。

今後は、必要に応じ機動的に専門調査会の下にワーキンググループを設置し、専門調査会での調査審議をサポートするとともに、各専門調査会の所掌に入れることが困難な特定の課題については、食品安全委員会の下にワーキンググループを設置し、迅速かつ効率的な調査審議を行っていきたいと考えています。

#### (17) 専門調査会の出席率 (意見)

専門調査会の出席率を改善し、「全員参加」を 原則とするためには、専門調査会の定員を減らす とともに、審議会、専門調査会及び各種委員会の 掛け持ちを、ある程度制限することにより、数多く の審議会や委員会に出席されている現役の研究 者の負担を軽減する必要がある。 ご指摘のように、専門調査会の出席率を上げることは、重要と考えています。

そのため、定員を減らすというご提案については、リスク評価を担当する専門調査会では評価等に必要な各種の専門分野の専門家の参画の必要であること、企画専門調査会やリスクコミュニケーション専門調査会では、消費者の代表を始め、多くの関係者のご意見を伺う必要があることから、人数を抑えるのにも限度があるところです。

また、他の審議会等との兼任についても、できる限り少なくなるよう努力していますが、食品安全分野の専門家はそれぞれの分野ごとに限られている実情があり、難しい面があることをご理解いただきたいと考えています。

したがって、当面は、長期的な計画の下に、 専門調査会の日程調整を行うことにより、出席 率の向上に努めていきたいと考えています。

併せて、専門調査会の審議方法を見直し、効率化を図ることにより、専門委員の負担の軽減に努めていきたいと考えています。

#### 【7. その他】

(1) 規格基準、検査方法等の国際的な調和について (意見)

自給率には関係なく、世界中からの食の原料、製品に対し安全の規格基準、検査方法等について共通のルールが必要。このため主たる輸入先には委員会の職員の駐在も必要ではないか。この

我が国はWTO(世界貿易機関)に加盟していることから、WTO協定の附属書であるSPS協定(衛生と植物防疫の適用に関する協定)という国際的なルールに基づき食品の輸入検疫などの国境措置を実施し、公正な貿易を行っています。この協定においては、コーデックス委員会

# 点は緊急課題である。

(FAO(国際連合食糧農業機関)及びWHO(世界保健機関)により設置)などの国際機関が作成する国際的な食品の規格・基準等の重要性を認めています。

これらの国境措置については、リスク管理機関が対応しているところですが、リスク評価機関である食品安全委員会としても、このコーデックス委員会に対し科学的な助言を行う機関であるJECFA(食品添加物専門家会議)やJMPR(残留農薬専門家会議)等の会合に専門家・事務局職員を派遣するなど、リスク評価に関する共通のルールづくりに参画しています。

今後とも、外国政府機関等との連携を強化 し、科学的に適切で国際的にも調和のとれたリ スク評価を実施していきます。

なお、既に食の安全問題に関わりが深い在 外公館において「食の安全」担当官が指名され るなどの対応がとられているため、食品安全委 員会においては、現在のところ、海外に職員を 駐在させることは必要ないと考えています。

# (2) 消費者庁について (意見)

消費者庁について、もともと各省庁の縦割り行政が原因で新設の動きになっているわけで、できたとしても現在の国会議員、中央役人の構成なら、同じことで期待できない。それより実績と評価のある内閣府内の食品安全委員会で必要な権限を少しずつ獲得し発展させた方がよりベターと思う。

政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案等の関連三法案を国会に提出しています。消費者庁設置後においては、食品安全委員会として、消費者庁と効果的な連携を図るとともに、併せて改善案に基づき業務の改善を着実に進めることにより、委員会がその使命と機能を十分に発揮できるように努めていきたいと考えています。

## (3) 消費者庁との関係について (意見)

消費者庁の創設により、消費者庁は、リスクコミュニケーションの調整や食品安全の総合調整事務を行うこととされている。消費者庁創設後の食品安全行政において、消費者庁、委員会およびリスク管理機関が担う役割について、関係省庁と調整を行い、リスク分析の枠組みにおけるそれぞれの役割を早急に明確にすることが必要だ。

政府においては、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換し、消費者行政を強化するため、消費者庁設置法案等の関連三法案を国会に提出しています。消費者庁は、食品安全に関する総合調整されるとおり、ご意見のとおり、消費者庁、食品安全行政の司令塔となると安全のとおり、ご意見のとおり、消費者庁、食品安全行政がある厚生労働省、となるとが重要です。消費者庁設置後により、食品安全行政が政府として一体的に進められるよう、食品安全委員会としても、関係省庁と十分に調整していきたいと考えています。

# (4) 改善方策の期限について (意見)

「食品安全委員会の改善に向けて(案)」には様々な改善方策が示されているが、改善方策を達成するまでの期限が示されていない。それぞれの方

ご指摘のとおり、改善案に基づく改善を進めていくための工程表などの作成について、今後検討していきたいと考えています。

策について作業工程表を作成し、期限を明確にすることが必要と考える。どのようなスケジュールで それぞれの改善方策が達成されるのか、明確にしてほしい。

#### (5) 「意見の反映」について

(案) I の2/3あたりに、「…国民の目線に立った活動」また、他所でも「消費者の意見を聴く」「意見を反映させる」という表現がみられる。良いことと思うが、感覚的な納得になってしまわないように気をつけることが大切である。食品安全委員会自らが、その内容がいったい何を指しているのかを明確にしておく必要がある。そして、それに基づき、説明、配慮をしていく必要がある。そうでなければ、消費者の認識との間にずれが生じ「こんなはずではなかったのに・・・」ということが起こりかねない。

意見を聞く、反映させる、目線に立つ、という表現はともすれば、「意見を受け入れる」「消費者の立場に立つ」ということと理解されがちである。意見を受け止め、その真意を理解し、食品安全委員会の役割との関係において、どう受け止めるべきなのか、反映できるものか、そのことが国民全体の利益となるのか、そういった咀嚼をへて、委員会自身の意見として実行に移されるものと考える。

「意見を聞きます」「反映させます」耳触りのよい 言葉だが、用いるときには、十分な配慮が必要と 考える。 食品安全委員会は、科学的知見に基づき、 客観的かつ中立公正に食品健康影響評価等を 実施するのが使命であることから、ご指摘のと おり、個別の案件ごとに、消費者等の意見を反 映すべきか、反映すべきでないかについて十分 検討していく必要があると考えています。

このような前提の下で、消費者等関係者の意見等を真摯に受け止めていくという姿勢を表明しているものです。

#### 「食品安全委員会の改善に向けて(案)」の変更点

修正箇所	食品安全委員会第273回会合資料 (変更前)	食品安全委員会第279回会合資料 (変更後)
5項 5行目	・・・過去の評価を見直す機会 はないことから、海外の <u>基準</u> と整 合しないなどの問題が生じている。	・・・過去の評価を見直す機会はないことから、海外の評価結果と整合しないなどの問題が生じている。